

記載例2) 未成年の子の親権について合意書/決定書を添付する場合

氏名は戸籍に記載されている通りに記入

住所は日本語表記で記入、郵便番号は不要

本籍はハイフン等を使用せず戸籍に記載されている通りに記入

外国人の氏名は氏→名の順で記載し、氏と名の間に、(カンマ)を記入

未成年の子の親権について、添付する合意書/決定書の内容に基づいて記入

国勢調査実施年度(次回2030年)の届出のみ記載

日本人の署名は、戸籍に記載されている氏名を直筆で記入。外国人の署名は直筆の署名の下に戸籍に記載されている氏名をカタカナ表記で記載

離婚届

令和 8 年 5 月 1 日 届出

在フィンランド日本国 大使館 総領事

受理 令和 年 月 日
第 号

通知(送付) 令和 年 月 日
第 号

連絡調査 戸籍記載 記載調査 調査票 照 査 証 書 送 知

公 館 印

(1) 氏 名

スオマリネン	ミカタビオ	ヤバニライネン	和子
生 年 月 日	1990 年 4 月 20 日	平成 5 年 6 月 5 日	

(2) 住 所

フィンランド共和国ヘルシンキ市 ウニオニカトゥ20-22	フィンランド共和国ヘルシンキ市 プアビアニカトゥ21
---------------------------------	-------------------------------

(3) 本 籍

東京都千代田区霞が関二丁目一	フィンランド共和国ヘルシンキ市
----------------	-----------------

(4) 離婚の種別

協議離婚	年 月 日成立	口和解	年 月 日成立
調停	年 月 日成立	調停	年 月 日成立
審判	年 月 日成立	審判	年 月 日成立

(5) 未成年の子の氏名

ヤバニライネン和男	和女
-----------	----

(6) 同居の期間

同居を始めた日 令和 2 年 3 月 1 日 から (別居したとき) 令和 8 年 1 月 1 日まで

(7) 別居する前の世帯の主な仕事

別居する前の世帯の主な仕事

(8) 夫婦の職業

夫婦の職業

令和8年4月1日、フィンランド共和国の方式により離婚成立。
ヘルシンキ市地方裁判所発行の判決書を送付。
ヘルシンキ市家族法的サービス発行者の合意書を添付。
下記は該当する場合にのみ記載してください。
(郵送による届出/遅延理由書を添付。/申述書を添付。)

届出人署名 夫 Mika Tapio, Suomalainen 妻 ヤバニライネン和子

事件簿番号

届出人の連絡先及び電話番号 +358(0) X X X X X X X X

証 人(日本法による協議離婚のときだけ必要です)

名 氏	印	印
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
住 所		
本 籍		

1. 届出はすべて日本語で書いてください。
この届出は長年保存されますので、簡潔や紛れを避けるため、正確に記入してください。
2. 夫婦の一方が外国人のときは、日本人について本籍と筆名(戸籍の一書最初に出てくる人)の氏名を書き、外国人についてカタカナにその姓を書き、氏名を記入してください。
外国人のうち、他の地域の住所を本籍とするものは、同様に代えて地域を記載することができます。
3. 夫婦が同居しているときは、住所は書き、夫婦が別居しているときは、夫婦が別居している住所を記入してください。
4. 夫婦が同居しているときは、夫婦が同居している住所を記入してください。
5. 日本国籍を有する未成年の子があるときは、それぞれの子について父姓又は夫姓(父姓又は夫姓のどちらかを選択)を記入してください。
6. 別居を始めたときの日付は、離婚式をあげた年月日または同居を始めた年月日のうち早い方(早い方)を記入してください。
7. 夫婦が同居しているときは、夫婦が同居している住所を記入してください。
8. 外国の法律で協議離婚したときは、3か月以内に離婚証明書を提出してください。外国の裁判所で離婚したときは、裁判が確定した日から30日以内に原籍から判決書の原本及び確定証明書を提出してください。なお、この40日を待たずに原籍から提出したときは、離婚届は受理できません。いずれの場合も提出期限は3年ですが、外国文の証明書には翻訳者を明記した訳文を添付してください。また、「その他」欄には、協議離婚したときは、離婚届受理年月日及び離婚の方式を、裁判離婚による場合は、離婚届受理年月日及びその裁判所名を記載してください。
9. 離婚届は提出してください。
10. 離婚届は提出してください。
11. 離婚届は提出してください。
12. 離婚届は提出してください。

未成年の子の氏名欄に記載した場合は、必ず記入

未成年の子がいる場合は、次の口印を必ず記入してください。

離婚後の子育ての分担について

子育ての分担: 子の身の回り(衣食住)を分担し、子に関する事項(例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など)の決定を夫婦で分担し、又は一方が全てを行う場合(「最決めをしている」)に記入してください。

親子関係について

親子関係: 未成年の子と離れて暮らしている親が、子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話やメールなどの方法で交流すること、又は双方が定期的、継続的に子育てをするための最決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないための最決めをしている場合も「最決めをしている」に記入してください。

経済的に自立している子(未成年の子に限らず)がいる場合は、次の口印を必ず記入してください。

経済的に自立している子(未成年の子に限らず)がいる場合は、次の口印を必ず記入してください。

口印: 決めている、決めていない、未成年の子については、最決めをしていない(口印)と最決めを決定することができる制度があります。養育費: 経済的に自立していない(口印)と、アルバイト等による収入がなくても生活する場合があります(口印)の両方に必要経費、教育費、医療費など、諸事情により養育費を支払わないための最決めをしている場合も「最決めをしている」に記入してください。

父姓は離婚するときは、親子関係や養育費の分担などの範囲に必要な事項について父姓の協定を定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

詳しくは、各市町村の窓口において配られている「養育費パンフレット」をご覧ください。離婚に関する説明や、子育ての分担、親子関係や養育費、離婚をするときに取っておくべきことと養育費を決定するウェブサイト内にも掲載しています。

法務省 離婚 法務省パンフレット 法務省の解説動画

届出人の電話番号を国番号を入れて記載